

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和3年3月17日

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市教育委員会規則第7号

千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部を改正する規則
(千葉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正)

第1条 千葉市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第31条の4から第31条の6までを次のように改める。

第31条の4から第31条の6まで 削除

第31条の7の見出し中「入学手続」を「保護者の変更」に改め、
同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条中「誓約書」の次に、
「(別記第6条の2様式)」を加える。

第31条の8中「第31条の5第1項及び」を削る。

(千葉市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 千葉市立高等学校管理規則(昭和39年千葉市教育委員会規則
第5号)の一部を次のように改正する。

第64条中「千葉市立高等学校授業料等徴収条例」を「千葉市立学校
授業料等徴収条例」に、「千葉市手数料条例」を「千葉市証明等手数料
条例」に改める。

(千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正)

第3条 千葉市立高等学校授業料等徴収条例施行規則(昭和57年千葉
市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉市立学校授業料等徴収条例施行規則

第1条中「千葉市立高等学校授業料等徴収条例」を「千葉市立学校
授業料等徴収条例」に改める。

第2条第1号中「第29条」の次に「又は千葉市立中等教育学校管
理規則(令和3年千葉市教育委員会規則第6号)第36条」を加える。

様式第1号中「高等学校授業料」を「授業料」に改める。

様式第2号中「高等学校長」を「学校長」に改める。

様式第4号中「高等学校」を「学校」に改める。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和3年5月1日から施行する。

2 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間における千葉市立稲毛高等学校附属中学校の生徒定員は、第1条の規定による改正後の千葉市立小学校及び中学校管理規則第31条の3の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間

2年	3年	計
80人	80人	160人

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間

3年	計
80人	80人